

湯河原町営温泉事業

令和7年 11 月

湯河原町温泉課



目 次

第1章 地勢・面積・人口等	1
第2章 湯河原町営温泉事業	3
1 源泉の状況	3
2 町営温泉利用状況	5
3 温泉使用料金等	7
4 温泉事業経理の概要	14
5 湯河原町公営企業事務分掌（温泉事業）	16
第3章 湯河原町営温泉事業の沿革	17
第4章 湯河原温泉の成分・適応症・禁忌症	27
第5章 温泉保護対策	30
参考資料	31



第1章 地勢・面積・人口等（令和7年版 湯河原町統計要覧より）

1 地 形

本町は、神奈川県西南端に位置し、南西部は静岡県熱海市に、西部は静岡県田方郡函南町に、北西部は箱根町に、北東部は小田原市に、東部は真鶴町に接し、南東は相模灘に臨んでいます。

海岸線を除いた三方を箱根、伊豆・熱海の山々に囲まれ、相模灘に向かって流れる新崎川と千歳川の流域に帯状の平坦地があるほかは、緩やかな丘陵地と急傾斜な山地によって形成されています。

2 面 積

本町の面積は、40.97 k m²で、東西 10.1 km、南北 6.8 kmの区域です。



3 人 口

令和7年1月1日現在の本町の人口は、23,183人（男 10,893人、女 12,290人）、1 k m²当たりの人口密度は、566人です。

人口の年齢構成は、0～14歳までの年少人口が6.3%、15～64歳の生産年齢人口が50.2%、65歳以上の高齢者人口が43.5%となっています。

4 気 象

本町は、三方を箱根、伊豆・熱海の山々に囲まれ、冬季吹きぬける寒風は三方の山々がさえぎり、四季、相模灘の黒潮の影響を受けて温暖な環境です。令和6年の平均気温は、18.3℃、月平均の降水量は、232.5mmです。

5 土地利用

本町の土地利用状況は、宅地 3.094 k m²、畑 3.025 k m²、山林 14.524 k m²、原野 0.003 k m²、その他 20.324 k m²で、農業的な土地利用を主としておりますが、最近では住宅等の開発が進んできています。

6 交 通

本町の道路交通状況は、国道 135 号が海岸線を南北に縦貫し、県道 75 号が東西に延びた形で道路網の骨格をなしています。また、鉄道状況は、東部海岸線に沿って J R 東海道線が整備されています。

国道 135 号は、週末や休祭日など行楽客が東京方面から伊豆方面へ向かう下り線、東京方面に向かう上り線の道路混雑により町民生活や緊急車両等の通行に深刻な影響を与えています。

7 都市計画法による地域と地区

本町の都市計画法による地域地区別の面積は、用途地域 3.99 k m² (9.74%)、特別用途地区 1.01 k m² (2.47%)、準防火地域 2.21 k m² (5.39%)、風致地区 34.48 k m² (84.16%) となっています。

※ 各地域、地区は重複指定されている部分があります。



第2章 湯河原町営温泉事業

湯河原町営温泉事業は、他に例をみない形で生まれました。源泉の所有権は、源泉所有者そのまま、各々の源泉所有者は、自己の責任で温泉を揚湯して町営本管に流入しています。

町では、この温泉を流入点で摂氏 65℃を基準として価値量の算定を行い、町権利温泉、町保証貸与温泉、町臨時貸与温泉とそれぞれの流入契約区分により温泉を買上げ、使用者に配湯をしています。配湯に際して、温泉使用者が、個人源泉に対して受給権利を有しているもの、また、保証金を町に預託して配湯許可を得ているもの並びに期間を定めて臨時に配湯を受けているもの及び個人源泉所有者との配湯契約によって町の送湯施設を使用しているもの等、それぞれの区分によって料金を徴収しています。

これは、町営温泉発足当時の形態をそのまま今日に残して運営しているもので、本町の温泉事業は、温泉送湯事業を根幹としております。

1 源泉の状況

(1) 町内源泉数及び町流入状況（令和6年度）

本町における源泉数及び町流入状況は、下表のとおりです。

総源泉数	利 用 源 泉	未利用 源 泉	利用不能 源 泉	休 止 源 泉	揚湯量 (ℓ/分)
A	B	C	D	E	F
157	75	33	0	49	5,618
町営流入 源 泉 数	流入数 割 合 (%)		町営流入量(ℓ/分)		流入量 割合 (%)
G	G/(B+C+D)		H		H/F
25	23.1		1,790		31.86

(2) 町営流入温泉年間平均データ

年度	源泉数（本）	温度（℃）	揚湯量（ℓ／分）
令和4年度	27	70.0	1,678
令和5年度	26	70.1	1,705
令和6年度	25	70.3	1,790

(3) 町温泉会計所有源泉の状況（令和7年4月現在）

町では現在11本の源泉を所有しており、源泉の状況は下表のとおりです。

※湯河原第175号泉（町営4号源泉）、第43号泉（町営8号源泉）及び第26号泉（町営10号源泉）については、現在揚湯していないため、揚湯当時の数値を記載しています。

源 泉 名	温 度 (℃)	揚湯量 (ℓ/分)
湯河原第128号泉（町営1号源泉）	84.5	99
湯河原第140号泉（町営2号源泉）	28.9	309
湯河原第154号泉（町営3号源泉）	29.8	121
湯河原第175号泉（町営4号源泉）	37.3	11
湯河原第18号泉（町営5号源泉）	55.8	52
湯河原第179号泉（町営6号源泉）	79.0	68
湯河原第180号泉（町営7号源泉）	83.6	55
湯河原第43号泉（町営8号源泉）	43.3	34
湯河原第31号泉（町営9号源泉）	70.0	37
湯河原第26号泉（町営10号源泉）	65.9	39
湯河原第39号泉（町営11号源泉）	84.3	23



町営7号源泉

2 町営温泉利用状況（令和6年度末現在）

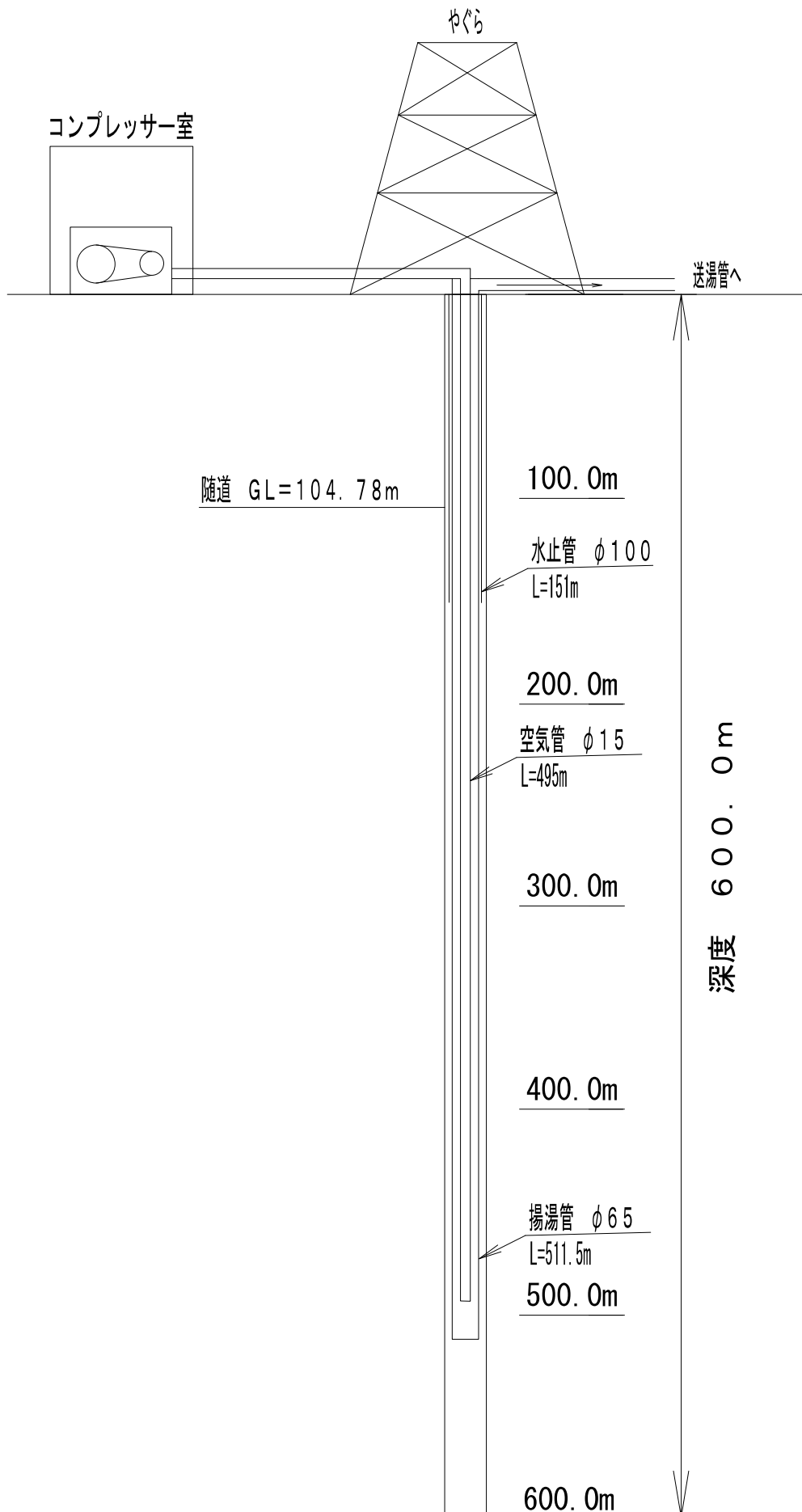
町営温泉の利用者の内訳は、ホテル・旅館 46 件、寮・保養所 23 件、自家用 133 件、その他 28 件です。

区 分	権利温泉	保証温泉	臨時温泉	合 計
ホ テ ル ・ 旅 館	20	22	4	46
寮 ・ 保 養 所	14	8	1	23
自 家 用	66	56	11	133
そ の 他	12	11	5	28
計	112	97	21	230



温泉掘さく地層縦断図

S=1/300



3 温泉使用料金等

町では、温泉事業条例(昭和 36 年湯河原町条例第 13 号)により、町有温泉並びに町有送湯施設に流入される温泉等、温泉事業に関して必要な事項を定めています。

※以下に条例等を抜粋明記します。

【用語の定義】(条例第 2 条)

- (1) 送湯施設 温泉を送配湯するため町が所有し、又は管理している施設をいう。
- (2) 契約源泉 流入契約により送湯施設に流入している温泉の源泉をいう。
- (3) 配湯 送湯施設より配湯することをいう。
- (4) 給湯装置 需要者に温泉を供給するため、送湯施設から分岐して設けられた、給湯管及びこれを直結する給湯用具をいう。
- (5) 権利温泉 温泉の受給権利を有する者に配湯する温泉をいう。
- (6) 保証貸与温泉 別に定める保証金を町に預託し、配湯許可を得た者に配湯する温泉をいう。
- (7) 臨時貸与温泉 権利温泉、保証温泉以外の配湯で、期限を定めて臨時に配湯する温泉をいう。
- (8) 送湯施設使用者 町と契約して送湯施設を使用している者をいう。
- (9) 施設使用温泉 送湯施設使用者に配湯する温泉をいう。
- (10) 源泉所有者 契約源泉所有者をいう。
- (11) 流入量 送湯施設流入点における温泉流入量をいう。
- (12) 配湯持分量 源泉所有者及び源泉所有者と配湯契約した送湯施設使用者に配湯する施設使用温泉並びに権利温泉、保証貸与温泉、臨時貸与温泉の使用者に配湯する毎分 1.8 リットル当たりの配湯量を、1 箇月当たりの立方メートルに換算した量をいう。

【温泉買上料基準】(条例第 8 条)

(税込 10%)

- (1) 権利温泉 毎分 1.8 リットル当たり 月額 9,340 円 (10,274 円)
- (2) 保証貸与温泉 毎分 1.8 リットル当たり 月額 10,310 円 (11,341 円)
- (3) 臨時貸与温泉 毎分 1.8 リットル当たり 月額 11,270 円 (12,397 円)

※令和 8 年 4 月より単価の改定があります。

【余剰温泉の利用権】(条例第 10 条)

各源泉の流入に基づき生じた余剰温泉及び余剰熱量の利用権はすべて町に帰属するものとする。

【温泉評価換算】（条例施行規程第 3 条）

1 温泉の価値量は流入量に次の評価係数を乗じて算出する。

(1) 温泉評価係数

基準温度は、摂氏 65 度とする。流入温度に基づく評価係数は、
下記のとおり。

別表 1 温度評価係数表

泉温[℃]	係数	泉温[℃]	係数	泉温[℃]	係数
30	0.550				
31	0.555	51	0.715	71	1.150
32	0.560	52	0.730	72	1.175
33	0.565	53	0.745	73	1.200
34	0.570	54	0.760	74	1.225
35	0.575	55	0.775	75	1.250
36	0.580	56	0.795	76	1.275
37	0.585	57	0.815	77	1.300
38	0.590	58	0.835	78	1.325
39	0.595	59	0.855	79	1.350
40	0.600	60	0.875	80	1.375
41	0.610	61	0.900	81	1.400
42	0.620	62	0.925	82	1.425
43	0.630	63	0.950	83	1.450
44	0.640	64	0.975	84	1.475
45	0.650	65	1.000	85	1.500
46	0.660	66	1.025	86	1.525
47	0.670	67	1.050	87	1.550
48	0.680	68	1.075	88	1.575
49	0.690	69	1.100	89	1.600
50	0.700	70	1.125	90	1.625

(2) 泉質評価係数

強 食 塩 泉 80%

その他の泉質 100%

(3) 損失補正係数 95%

2 送湯施設使用者の流入する温泉の配湯量の決定については、前項の価値量による。

(例) 45.0 ℓ/min、その他泉質で、温度が 75℃の場合、温泉の価値量

45.0 ℓ/min×温度評価係数 (1.250) ×損失補正係数 (0.95) =53.43 ℓ/min

温度は、毎月 3 回、流入量は、計量器又は従前の計量方法

【温泉配湯の種別】（条例第 12 条）

- (1) 第 1 種 権 利 配 湯 権利温泉を定量配湯又はメータにより計量配湯するもの
- (2) 第 2 種 保証貸与配湯 保証貸与温泉を定量配湯又はメータにより計量配湯するもの
- (3) 第 3 種 臨時貸与配湯 臨時貸与温泉を定量配湯又はメータにより計量配湯するもの
- (4) 第 4 種 施設使用配湯 施設使用温泉を定量配湯又はメータにより計量配湯するもの

【温泉使用の区分】（条例第 13 条）

- (1) 旅 館 用 旅館、ホテル等宿泊施設において営業用に供するものをいう。
- (2) 寮保養所用 寮保養所等で使用するものをいう。
- (3) 団 体 用 公衆浴場又は類似施設で使用するものをいう。
- (4) 医 療 用 主として医療に使用するものをいう。
- (5) 自 家 用 個人住宅において自家用に供するものをいう。

【配湯の原則】（条例第 14 条）

- 1 配湯は昼夜不断とし、基準配湯温度は送湯施設の分岐点で摂氏 55 度とし、50 度は下らないものとする。ただし、天災地変停電等による揚湯不能、源泉の維持管理上の作業その他避けることのできない事故の発生又は公益上必要と認めるときは、一時又は定期的な配湯の中止又は配湯量の制限をすることができる。
- 2 前項ただし書の場合において、必要と認めるときは、保証貸与温泉及び臨時貸与温泉については配湯の許可を取消することができる。
- 3 配湯量は、毎分 3.6 リットル（1 月当たり配湯持分量 155 立方メートル）以上でなければならない。

＊配湯持分量の計算方法（3.6 ℓ/min の例）

$$3.6 \text{ ℓ/min} \times 60 \text{ 分} \times 24 \text{ 時間} \times 30 \text{ 日} \div 1,000 = 155.52 \text{ m}^3$$

（ 1 m³ = 1,000 ℓ ）

【配湯の申請及び保証金】（条例第 16 条）

- 1 温泉の配湯を受け、又は配湯量の増量を受けようとする者は、別に定めるところにより町長にその旨を申請し、許可を受けなければならない。
- 2 保証貸与温泉については、毎分時 1.8 リットル当たり 100 万円の保証金を預託しなければ許可しない。
- 3 前項に規定するもののほか、町長は、許可に際し必要な条件を付することができる。

【温泉使用料金】（条例第 26 条）

（税抜）

区 分	従量制使用料金				定量制使用料金		
	基本料金 (配湯持分量 1 立方 メートルにつき)		使用料 1 立 方 メートル に つ き	超過料金 1 立 方 メートル に つ き	基本料金 (配湯持分量 1 立方 メートルにつき)		使用料 1.8 リットル 毎 分 時 当 たり に つ き
	営 業	一 般			営 業	一 般	
権利配湯 使用料	98円	160円	249円	413円	49円	80円	19,340円
保証貸与 配湯使用料	98円	160円	343円	413円	49円	80円	22,290円
臨時貸与 配湯使用料	98円	160円	386円	413円	49円	80円	25,070円
施設使用 配湯料	47円	76円	76円	413円	42円	71円	5,890円

- 1 超過料金は、配湯持分量を超えて使用した場合の超過分に対する使用料金とする。
- 2 営業とは、旅館、寮保養所等の宿泊施設及び管理規程で定める施設が使用する場合をいう。
- 3 一般とは、住宅、病院、公衆浴場その他これらに類するものが使用する場合をいう。

● 温泉使用料金の計算例（保証貸与配湯使用料の場合）

《従量制》

（例）配湯 3.6 ℓ/min（配湯持分量 155.52 m³）、使用量 120 m³の場合の温泉使用料金
【上記の表を参照】（消費税抜き）

営 業 56,400 円

・基本料金 15,240(155.52 m³× 98 円) + 使用料金 41,160(120 m³× 343 円)

一 般 66,043 円

・基本料金 24,883(155.52 m³× 160 円) + 使用料金 41,160(120 m³× 343 円)

《定量制》

（例）配湯 3.6 ℓ/min（配湯持分量 155.52 m³）

営 業 52,200 円

・基本料金 7,620(155.52 m³× 49 円) + 使用料金 44,580(3.6 ÷ 1.8 × 22,290 円)

一 般 57,021 円

・基本料金 12,441(155.52 m³× 80 円) + 使用料金 44,580(3.6 ÷ 1.8 × 22,290 円)

※令和 8 年 4 月より単価の改定があります。



分 湯 槽（定量制）

写真中央にあるスリットで湯量を調整してあります。
現在では、一部の箇所で使用している形態です。
(施設の構造上、温泉メーターの設置が不可能な場所)



温泉メーター（従量制）

集中管理システム移行後、使用しているもの。

【配湯による施設負担金】（条例施行規程第 13 条）

- 1 新規に配湯する場合の施設負担金は、メータ廻り施設負担金及び新設に伴う施設負担金とし、別表第 2 及び別表第 3 に定める額を合計して得た額とする。
- 2 配湯の増量又は減量及び配湯場所を変更する場合の施設負担金は、町の送配湯施設の改修に要する工事費に、別表第 2 より算出して得た額を加算して得た額とする。

別表 2 施設負担金

分岐材料	従量栓		分湯槽	
	メータ口径	施設負担金	配湯量(ℓ/分)	施設負担金
	15mm	62,790円	9ℓまで	50,000円
	20mm	71,360円	18ℓまで	55,000円
	25mm	81,130円	36ℓまで	60,000円
	40mm	111,710円	54ℓまで	65,000円
	備考 この施設負担金には、掘削、埋戻 及び路面復旧費は含まない。		72ℓまで	70,000円
90ℓまで			75,000円	
90ℓ以上			80,000円	
配湯量の変更の場合	従量栓		分湯槽	
	メータ口径	施設負担金	1箇所につき、1,000円 (ただし、規格外は、別に町長が 定めるところとする。)	
	15mmを20mmに変更	45,120円		
	20mmを25mmに変更	63,270円		
	25mmを40mmに変更	111,710円		
	備考 この施設負担金には、掘削、埋戻 及び路面復旧費は含まない。			

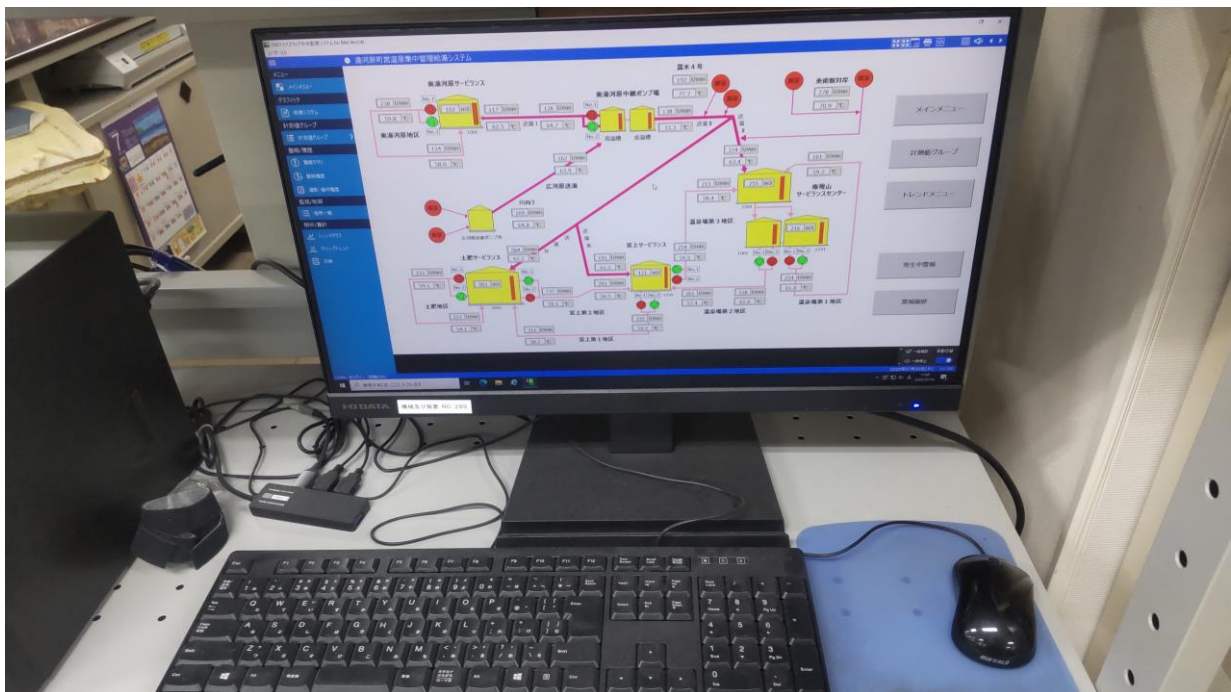
別表 3 施設負担金

配湯許可量	施設負担金	配湯許可量	施設負担金
3.6リットル（2升）	1,000,000円	12.6リットル（7升）	3,500,000円
5.4リットル（3升）	1,500,000円	14.4リットル（8升）	4,000,000円
7.2リットル（4升）	2,000,000円	16.2リットル（9升）	4,500,000円
9.0リットル（5升）	2,500,000円	18.0リットル（10升）以上	5,000,000円
10.8リットル（6升）	3,000,000円		

【手数料】(条例第 29 条)

手数料は次に掲げる区別により申請者から申請の際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、申請後徴収することができる。徴収した手数料は還付しない。

- | | | |
|------------------------|----------------|---------|
| (1) 第 16 条の配湯の申込みをするとき | 1 件につき | 2,000 円 |
| (2) 名義変更をするとき | 1 件につき | 2,000 円 |
| (3) 証明手数料 | 1 件につき | 200 円 |
| (4) 工事設計審査手数料 | 設計金額の 100 分の 4 | |
| (5) 工事材料検査手数料 | 材料価格の 100 分の 5 | |
| (6) 工事完成検査手数料 | 1 件につき | 2,000 円 |



湯河原町営温泉 集中管理給湯システム 遠方監視装置

役場温泉課内にモニターを設置し、タンクの水位や管内を流れる湯量・温度などをリアルタイムで遠隔監視しています。

4 温泉事業経理の概要

単位：円（税抜）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業収益	156,719,081	163,262,690	171,393,158	174,894,107	171,192,087
給湯収益	156,521,707	162,734,590	171,115,190	174,758,228	170,838,692
その他営業収益	197,374	528,100	277,968	135,879	353,395
営業費用	166,059,230	164,142,827	162,949,016	166,229,390	166,682,417
源泉費	10,805,353	11,144,746	11,066,338	9,901,894	10,776,918
温泉流入費	40,428,749	39,858,895	37,972,438	38,514,843	39,343,885
送湯及び給湯費	33,253,098	34,152,749	34,447,661	33,507,173	33,644,316
一般管理費	29,987,152	30,158,570	30,894,259	38,026,180	38,853,747
減価償却費	51,436,198	45,707,029	44,004,112	41,237,695	41,810,674
資産減耗費	148,680	3,120,838	4,564,208	5,041,605	2,252,877
◎営業利益	(営業損失) 9,340,149	(営業損失) 880,137	8,444,142	8,664,717	4,509,670
営業外収益	8,277,796	6,389,951	3,522,359	2,424,338	6,068,603
受取利息及び配当金	325,500	325,500	325,500	325,500	325,500
長期前受金戻入	5,665,061	2,382,852	1,215,234	1,133,268	1,133,268
雑収益	14,507	45,235	163,443	56,479	64,380
負担金	2,272,728	3,636,364	1,818,182	909,091	4,545,455
営業外費用	597,205	458,666	322,890	280,828	265,520
支払利息及び企業債取扱諸費	597,205	458,666	322,890	184,640	75,839
雑支出	0	0	0	96,188	189,681
◎経常利益	(経常損失) 1,659,558	5,051,148	11,643,611	10,808,227	10,312,753
特別利益	0	0	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0
◎当年度純利益	(当年度純損失) 1,659,558	5,051,148	11,643,611	10,808,227	10,312,753

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	0	0	0	0	0
資本的支出	49,963,259	48,591,377	34,310,450	39,403,650	42,134,782

【主な性質別】

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
給与費（職員数）	38,353,645(5)	37,740,290(5)	39,563,498(5)	46,958,081(6)	43,671,542(5)
温 泉 買 上 料	39,249,019	38,371,554	36,098,979	37,199,194	37,647,926
委 託 料	4,356,168	3,415,900	4,808,200	4,592,000	8,742,500
修 繕 費	4,946,690	6,284,016	4,501,851	4,682,840	5,591,758
動 力 費	13,221,988	15,260,786	16,481,174	13,036,038	14,566,865
材 料 費	373,091	359,500	452,144	763,624	323,188
そ の 他	13,973,751	13,882,914	12,474,850	12,718,313	12,075,087

【企業債明細書】

令和 7 年 3 月 31 日現在 単位：円

種 別	発行年月日	発行総額	償 還 高			未償還高	利率 (%)	償還終期
			年度当初の累計額	当年度償還高	年度末累計額			
横 浜 銀 行	平成 27 年 2 月 25 日	30,000,000	26,361,000	3,639,000	30,000,000	0	0.79	令和 7 年 2 月
横 浜 銀 行	平成 28 年 2 月 25 日	60,000,000	45,450,000	7,272,000	52,722,000	7,278,000	0.49	令和 8 年 2 月
計		90,000,000	71,811,000	10,911,000	82,722,000	7,278,000		



5 湯河原町公営企業事務分掌（温泉事業）

湯河原町公営企業事務分掌に関する規程による温泉事業に係る事務分掌は、次のとおりです。

温泉事業

- (1) 経営の総合的計画及び財政計画に関すること。
- (2) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (3) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- (4) 温泉事業に係る公営企業管理規程の制定改廃に関すること。
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (6) 契約に関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (8) 業務の経理、統計等の報告書に関すること。
- (9) 資材及び物品の購入に関すること。
- (10) 関係官公署、団体等の連絡に関すること。
- (11) 温泉料金その他収納金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。
- (12) 給湯及び徴収台帳の管理に関すること。
- (13) 温泉料金等の減免に関すること。
- (14) 給湯の開始、中止、廃止等に関すること。
- (15) 使用者の違反防止及び取締りに関すること。
- (16) 温泉工事公認業者に関すること。
- (17) 温泉委員会に関すること。
- (18) 送湯管及びこれに付属する施設の新設並びに改良に関すること。
- (19) 資材及び物品の検収、出納並びに保管に関すること。
- (20) 事業施設の維持管理に関すること。
- (21) 工事の設計及び施工管理に関すること。
- (22) 給湯規制及び工事取締りに関すること。
- (23) 土地の占用及び掘削の申請に関すること。
- (24) 温泉流入量の計量に関すること。
- (25) 特定滞納者に関すること。
- (26) 課内の庶務に関すること。

第3章 湯河原町営温泉事業の沿革

町営温泉事業は、温泉観光地の基幹資源である温泉の適正な利用・資源の保護を目的とするとともに、湯河原温泉の一層の発展のため、昭和 31 年に発足しました。

事業効果としては、送配湯施設の統合による温度損失の改善、余剰温泉の有効活用、個々の送配湯施設の整理による河川敷の美観向上、源泉の計画的な清掃作業による温泉の安定供給、町営配湯による適正かつ安定的な利用の確保などが挙げられます。

その後、約 30 年が経過し、慢性化している温泉枯渇化への対応の立ち遅れや、送配湯施設の老朽化による機能の低下などが課題として現れ、温泉資源の長期安定利用に通ずる近代化対策が求められるようになりました。

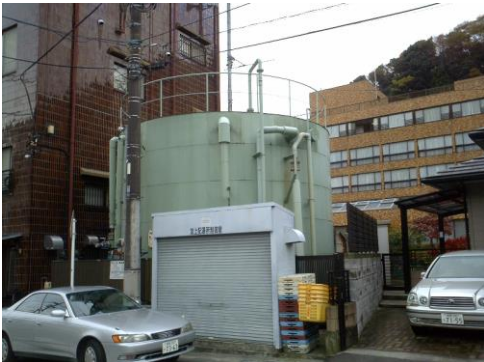
このため、昭和 61 年度に配湯地区の中でも特に供給状況の悪化している駅下地区の温泉需給バランス調査を実施しました。その結果、配湯施設の劣化による漏湯及び断熱機能の大幅な低下が指摘されました。その調査結果を踏まえ、昭和 62 年度から送配湯施設の改良工事を施工し、管内温度の均一化、配湯量の安定化を図ることができました。



千歳川護岸に添架される送配湯管



● 現在までの主な事業内容

年 度	事 業 内 容
昭 和 31 年 度	・ 木製開渠による延長 1,800m の送湯管を主体とする配湯施設の設置
昭 和 32 年 度	・ 源泉所有者と町との統合により、13 の源泉から毎分 1,850ℓの温泉流入量を確保し、190 件の使用者に配湯を開始 ・ 町営 1 号源泉用地取得
昭 和 35 年 度	・ 町営 2 号源泉用地取得
昭 和 38 年 度	・ 配湯の補てん対策としてボイラーによる昇温施設を設置 《計画の時点では、木製管は、10 年の使用に耐える確信であったが、本管の腐食や破損が想像以上に早く、また、配湯距離の延長による温度低下等が原因として温泉の利用度が著しく減少したため》
昭 和 40 年 度	送湯管施設の大改修（3 箇年計画） ・ 既存の木製管を廃して石綿セメント管に切り替え ・ 配湯後の余剰温泉の活用を図るため送湯管を循環方式に変更 ・ 貯湯槽の設置
昭 和 41 年 度	第 1 期工事 ・ 送湯管布設工事（延長 2,047m） ・ 23 基の分湯槽の設置工事
昭 和 42 年 度	第 2 期工事 ・ 送湯管布設工事（延長 1,830m） ・ 22 基の分湯槽設置工事 ・ 150t 貯湯槽 2 基の設置工事
昭 和 43 年 度	第 3 期工事 ・ 送湯管布設工事（延長 4,569m） ・ 9 基の分湯槽と 44 個の分湯栓整備工事 ・ 送湯用 15 馬力ポンプの設置工事
昭 和 49 年 度	宮上サービランス  ・ 宮上サービランス貯湯槽（110t）設置工事 ・ 送湯管布設替工事 外

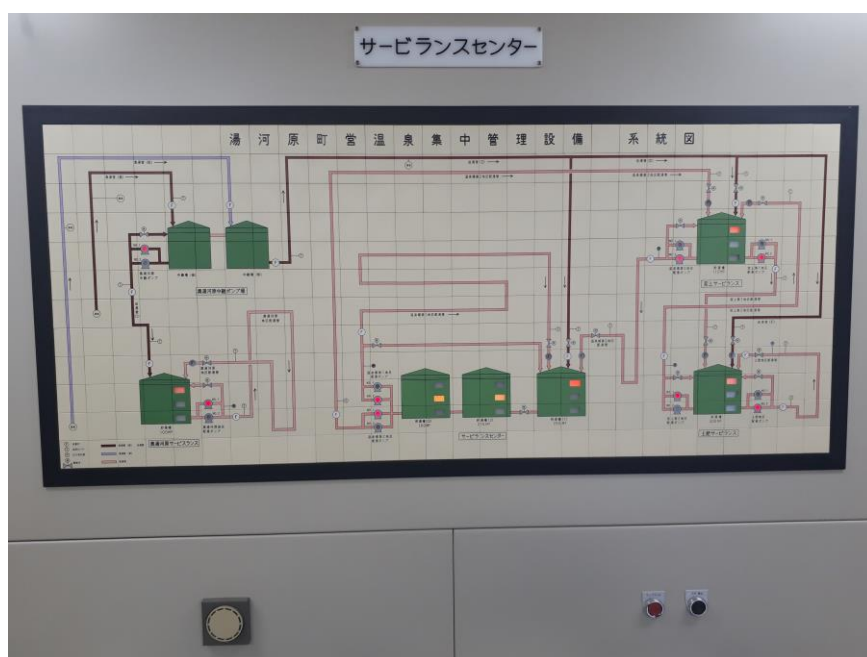
年 度	事 業 内 容
昭 和 54 年 度	・ 権現山貯湯槽（250t）設置工事 ・ 町営3号源泉取得 権現山サービランスセンター 
昭 和 55 年 度	・ 町営4号源泉取得
昭 和 60 年 度	・ 町営5号源泉取得
昭 和 61 年 度	・ 町営温泉受給バランス調査及び町営温泉集中管理システム基本計画の策定 ・ 駅下地区配湯管改良工事
昭 和 62 年 度	・ 町営温泉集中管理システム基本計画第1期事業区域内送配湯管改良工事（3,481m）外
昭 和 63 年 度	・ 町営温泉集中管理システム基本計画第1期事業区域内送配湯管改良工事（2,485m）外 ・ 料金改定
平 成 元 年 度	・ 権現山サービランスセンター整備工事（貯湯槽 215t） ・ 土肥サービランス整備工事（貯湯槽 300t） ・ 町営温泉集中管理システム基本計画第1期事業区域内送配湯管新設・改良工事（1,483m） 土肥サービランス 
平 成 2 年 度	・ 権現山サービランスセンター整備工事（貯湯槽 100t） ・ 町営温泉集中管理システム基本計画第2期事業区域内送配湯管新設・改良工事（995m）
平 成 3 年 度	・ 奥湯河原中継ポンプ場整備工事 ・ 町営温泉集中管理システム基本計画第2期事業区域内送配湯管新設・改良工事（883m） ・ 奥湯河原中継ポンプ場用地及びオレンジライン沿い温泉施設用地取得 ・ 料金改定 奥湯河原中継ポンプ場 

年 度	事 業 内 容
平 成 4 年 度	・ 町営温泉集中管理システム基本計画第 2 期事業区域内送配湯管新設・改良工事 (2, 170m) ・ オレンジライン沿い温泉施設用地取得
平 成 5 年 度	・ 奥湯河原サービランス施設整備工事 ・ 奥湯河原サービランス施設用地及びオレンジライン沿い温泉施設用地取得 ・ 町営温泉集中管理システム基本計画第 2 期事業区域内送配湯管新設・改良工事 (2, 158m) ・ 従量制導入 奥湯河原サービランス 
平 成 8 年 度	・ 集湯施設整備工事 1 箇所 (第 107・168 号泉) ・ 料金改定
平 成 9 年 度	・ 集湯施設整備工事 2 箇所 (第 70 号泉) (第 33・34・115・136・139 号泉)
平 成 10 年 度	・ 集湯施設整備工事 1 箇所 (第 132 号泉)
平 成 11 年 度	・ 集湯施設整備工事 1 箇所 (第 60・141 号泉)
平 成 12 年 度	・ 集湯施設整備工事 2 箇所 (第 47・103 号泉)
平 成 13 年 度	・ 権現山貯湯槽 (250t) 内面改修工事 ・ 宮上貯湯槽 (110t) 内面改修工事 ・ 奥湯河原送湯管設置工事 ・ 宮上旧県道配湯管布設替工事 (第 1 工区) ・ 宮上旧県道配湯管布設替工事 (第 2 工区) ・ 集湯施設整備工事 1 箇所 (第 124 号泉)
平 成 14 年 度	・ 権現山貯湯槽 (215t) 内面改修工事 ・ 集湯施設整備工事 1 箇所 (第 53 号泉)
平 成 15 年 度	・ 遠方監視装置改修工事 ・ 集湯施設整備工事 1 箇所 (第 119・125 号泉)
平 成 16 年 度	・ 土肥貯湯槽 (300t) 内面改修工事
平 成 17 年 度	・ 町営 6 号・7 号源泉取得 ・ 奥湯河原貯湯槽 (100t) 内面改修工事
平 成 18 年 度	・ 集湯施設整備工事 1 箇所 (第 39・180 号泉) ・ 町営 8 号源泉取得
平 成 19 年 度	・ 監視電気計装ケーブル設備改修工事
平 成 20 年 度	・ 権現山貯湯槽 (100t) 内面改修工事 ・ 町営 9 号・10 号源泉取得

年 度	事 業 内 容
平 成 23 年 度	・ 宮上サービランス改修工事
平 成 24 年 度	・ 土肥サービランス改修工事 ・ 遠方監視システム改修
平 成 25 年 度	・ 権現山サービランスセンター改修工事
平 成 26 年 度	・ 中継ポンプ場改修工事
平 成 27 年 度	・ 奥湯河原サービランス制御盤改修工事 ・ 奥湯河原送湯本管改修工事
平 成 28 年 度	・ 町営 3 号源泉改修工事 ・ 町営 1 号源泉櫓改修工事 ・ 送湯(Ⅱ)流入本管改修工事 ・ 町営温泉配湯管(断湯弁・排泥弁)改修工事 ・ 県道送湯管(河川添架)改修工事 ・ 町営 6 号源泉送湯管布設工事 ・ 中継ポンプ場送湯(Ⅰ) No.2 ポンプ改修工事
平 成 29 年 度	・ 湯河原第 128 号泉(町営 1 号源泉) コンプレッサー布設替工事 ・ 湯河原第 179 号泉(町営 6 号源泉) 送湯管布設工事 ・ 広河原送湯管(水管橋)改修工事 ・ 町営温泉配湯管(断湯弁・排泥弁)改修工事 ・ 温泉資源安定供給装置監視システム購入 ・ 温度測定・データ送信機購入
平 成 30 年 度	・ 湯河原第 31 号泉(町営 9 号源泉) 改修工事 ・ 湯河原第 140 号泉(町営 2 号源泉) 改修工事 ・ 湯河原第 179 号泉(町営 6 号源泉) コンプレッサー布設替工事 ・ 集湯ポンプ所(美術館対岸) 改修工事 ・ 広河原送湯ポンプ場温度・流量測定データ送信機設置工事 ・ 中継ポンプ場送湯(Ⅰ) No.1 ポンプ改修工事 ・ 権現山サービランスセンター送湯(Ⅱ) 温度・流量測定データ送信機設置工事 ・ 温泉施設貯湯槽屋根部保温改修工事 ・ 町営温泉配湯管(断湯弁・排泥弁) 改修工事 ・ 奥湯河原サービランス熱交換器設置工事 ・ 空冷式エアリフトコンプレッサー購入 ・ 湯河原町温泉料金計算システム購入
令 和 元 年 度	・ 湯河原第 18 号泉(町営 5 号源泉) 改修工事 ・ 湯河原第 43 号泉(町営 8 号源泉) 改修工事 ・ 湯河原第 180 号泉(町営 7 号源泉) コンプレッサー布設替工事 ・ 集湯施設改修工事(既設制御盤改修)

年 度	事 業 内 容
令 和 元 年 度	・ 土肥サービランス宮上第2地区No.2 ポンプ改修工事 ・ 町営1号源泉送湯管改修工事（その1） ・ 送湯管改修工事（広河原送湯） ・ 町営1号源泉送湯管改修工事（その2） ・ 広河原送湯管電動弁設置工事
令 和 2 年 度	・ 湯河原第26号泉（町営10号源泉）改修工事 ・ 湯河原第128号泉（町営1号源泉）改修工事 ・ 湯河原第179号泉（町営6号源泉）改修工事 ・ 集湯施設改修工事（永田1号） ・ 奥湯河原サービランス改修工事 ・ 温泉施設貯湯槽屋根部保温改修工事 ・ 土肥サービランス宮上第2地区No.1 ポンプ改修工事 ・ 送湯管（I）漏湯本復旧工事 ・ 町営11号源泉取得
令 和 3 年 度	・ 湯河原第39号泉（町営11号源泉）コンプレッサー布設替工事 ・ 湯河原第39号泉（町営11号源泉）改修工事 ・ 湯河原第180号泉（町営7号源泉）コンプレッサー室屋根部改修工事 ・ 湯河原第179号泉（町営6号源泉）櫓改修工事 ・ 湯河原第39号泉（町営11号源泉）コンプレッサー室屋根部改修工事 ・ 湯河原第180号泉（町営7号源泉）改修工事 ・ 送湯管改修工事（石川共有） ・ 宮上サービランス宮上第1地区No.1 ポンプ改修工事 ・ 中継ポンプ場高温槽保温改修工事 ・ 奥湯河原サービランス制御盤改修工事 ・ 奥湯河原サービランス貯湯槽屋根部保温改修工事 ・ 土肥サービランス駅下地区No.1 ポンプ改修工事 ・ 温泉料金計算システム機能追加購入
令 和 4 年 度	・ 湯河原第31号泉（町営9号源泉）改修工事 ・ 湯河原第18号泉（町営5号源泉）櫓改修工事 ・ 湯河原第154号泉（町営3号源泉）コンプレッサー室屋根部改修工事 ・ 集湯ポンプ所（美術館対岸）制御盤改修工事 ・ 集湯ポンプ所（美術館対岸）電動弁改修工事 ・ 送湯管改修工事（永田2号） ・ 広河原送湯ポンプ所改修工事 ・ 中継ポンプ場低温槽保温改修工事 ・ 宮上サービランス宮上第1地区No.1 ポンプ改修工事 ・ 土肥サービランス駅下地区No.2 ポンプ改修工事 ・ 送湯管保温改修工事

年 度	事 業 内 容
令 和 5 年 度	・ 湯河原第 180 号泉（町営 7 号源泉）櫓改修工事 ・ 湯河原第 39 号泉（町営 11 号源泉）改修工事 ・ 湯河原第 128 号泉（町営 1 号源泉）改修工事 ・ 湯河原第 18 号泉（町営 5 号源泉）コンプレッサー室屋根部改修工事 ・ 送湯管保温改修工事 ・ 権現山サービランスセンター温泉場第 2 地区No. 2 ポンプ改修工事 ・ 土肥サービランス制御盤改修工事 ・ 権現山サービランスセンター温泉場第 1 地区No. 1 ポンプ改修工事
令 和 6 年 度	・ 湯河原第 179 号泉（町営 6 号源泉）改修工事 ・ 湯河原第 154 号泉（町営 3 号源泉）改修工事 ・ 湯河原第 175 号泉（町営 4 号源泉）コンプレッサー室屋根部改修工事 ・ 町営温泉集中管理給湯システム遠方監視装置改修工事实施設計業務委託 ・ 町営温泉集中管理給湯システム遠方監視装置改修工事 ・ 送配湯管保温改修工事



権現山サービランスセンター 中央監視盤

グラフィックパネルにて温泉の流量や圧力などを監視し、異常発生時には警報として通知されます。

集中管理給湯システムについて

昭和61年度に、送配湯施設の改良工事の施工と共に、施設の現況を把握するため、町営温泉全域の温泉需給バランス調査を行いました。

【調査事項】

- ・ 送配湯施設への流入量、温度及び有効熱量
- ・ 利用施設（既存）の浴槽規模及び最大必要熱量
- ・ 配湯施設（既存）における熱量の管理状況
- ・ 熱収支と湯量収支

調査の結果、下記の問題点が指摘されました。

- ・ 施設の劣化による漏湯
- ・ 断熱機能の大幅な低下
- ・ 熱収支と湯量収支の不足

主な原因として、

- ・ 配湯施設の熱管理状況を充分把握した上での改善策を講じなかったこと。
- ・ 温泉利用施設及び使用量の増加に対応せず、配湯方式が旧態依然とした常時定流量方式を続けたこと。
- ・ 温泉の利用形態が複雑であったため、前記の事項を充分改善することができず、温泉の採取量を増大させることにより対応せざるを得なかったこと。

が挙げられ、その結果として、源泉によっては水位や泉温の低下などのいわゆる老朽(枯渇)化が進行してしまい、徐々に流入源泉の有効熱量と揚湯量が減少することとなってしまいました。

1 集中管理給湯システム基本計画の概要

町営温泉事業の抜本的な改革を行うに当たり、温泉利用施設の将来的な需給バランスを十分考慮した上で、

- ・ 温泉湧出量（流入量）に対応した配湯量の確認
- ・ 従量（メーター）制への移行
- ・ 温泉資源の保護を目的とした揚湯量の抑制

を大きな前提とし、集中管理給湯システム基本計画を策定しました。

2 集中管理給湯システムの効果

本システムの特長を列記しますと、

- ・ 高温泉のスケール（湯の花）対策に低温泉を利用し、給湯温度の調整を図った。
- ・ 温泉本管を送湯管路と配湯管路に分け、それぞれ役割を明確にすることにより、送湯管路では、送湯過程で発生する温度ロスを減少させ、各サービランスの貯湯槽に必要な熱量を保ったままの供給が可能となった。また、配湯管路では、利用施設の

配湯温度が均一化し、利用施設が使用する際の有効熱量をほぼ同一にすることが可能となった。

- ・ 循環管網方式とすることで従量（メーター）方式が可能となった。
- ・ 最大使用量発生時間帯で、利用施設の分湯栓吐出量が常に一定に保つことが可能となった。
- ・ 各サービランスの貯湯槽からの溢流を減らし、流入源泉の過剰な揚湯の抑制につながった。
- ・ 各サービランスの運転を自動化し、役場庁舎及び権現山サービランスセンターで各サービランスの運転状況の監視、流入量・配湯量・温度等のデータを記録することが可能となった。

といったものが挙げられ、従来の常時定流量方式と比較し、大幅な改善が図られました。

3 温泉事業の今後

今後は、老朽管の布設替え等の送配湯施設の維持管理工事などを行いながら、温泉資源の保護、安定供給に努めてまいります。

また、省エネルギー対策として、設置後約 30 年が経過し、老朽化した送配湯ポンプの入れ替え工事を、平成 28 年度から順次計画的に進めています。

温泉モニュメント
(宮下)





第4章 湯河原温泉の成分・適応症・禁忌症

町営温泉では、下記の4つのサービランスで成分分析を実施しています。

(成分)

	奥湯河原サービランス	権現山 サービランスセンター	宮上サービランス	土肥サービランス
源 泉 名	湯河原温泉混合泉			
泉 質	ナトリウム・カルシウム－塩化物・硫酸塩温泉			
知 覚 的 試 験	無色澄明微塩味無臭			
泉 温	58.2℃	61.7℃	60.5℃	61.7℃
p H	8.10	8.30	8.30	8.20
温泉 1 k g 中の成分 (単位: mg)				
リ チ ウ ム イ オ ン	0.38	0.26	0.27	0.27
ナ ト リ ウ ム イ オ ン	527.00	374.00	376.00	384.00
カ リ ウ ム イ オ ン	35.10	24.00	24.80	24.50
ア ン モ ニ ウ ム イ オ ン	0.69	—	—	—
マ グ ネ シ ウ ム イ オ ン	1.06	0.73	0.78	0.70
カ ル シ ウ ム イ オ ン	136.00	109.00	110.00	110.00
ス ト ロ ン チ ウ ム イ オ ン	0.76	0.61	0.62	0.64
ア ル ミ ニ ウ ム イ オ ン	0.04	0.04	0.05	0.04
鉄 (Ⅱ) イ オ ン	0.01	0.03	0.01	0.07
マ ン ガ ン イ オ ン	0.00	0.01	0.02	0.01
亜 鉛 イ オ ン	0.02	0.00	0.01	0.01
フ ッ 化 物 イ オ ン	0.72	0.73	0.72	0.72
塩 化 物 イ オ ン	884.00	563.00	571.00	582.00
臭 化 物 イ オ ン	2.46	1.73	1.70	1.72
硫 酸 イ オ ン	316.00	326.00	327.00	329.00
硝 酸 イ オ ン	1.00	1.00	0.87	1.01
炭 酸 水 素 イ オ ン	32.00	30.60	34.40	37.30
炭 酸 イ オ ン	0.31	0.47	0.52	0.45
メ タ ケ イ 酸 イ オ ン	2.50	3.82	3.87	3.16
メ タ ホ ウ 酸 イ オ ン	0.96	1.21	1.23	1.03
メ タ ケ イ 酸	101.00	97.10	98.30	101.00
メ タ ホ ウ 酸	12.40	9.82	9.99	10.50
遊 離 二 酸 化 炭 素	0.43	0.26	0.29	0.39
銅 イ オ ン	0.00	0.00	0.04	0.00
鉛 イ オ ン	0.00	0.00	0.00	0.00
カ ド ミ ウ ム イ オ ン	0.00	0.00	0.00	0.00
総 ヒ 素	0.126	0.114	0.121	0.122
総 水 銀	0.000	0.000	0.000	0.000
成 分 総 計	2,055	1,545	1,563	1,588

分析年月日 令和元年 11 月 25 日

【禁忌症及び・適応症】

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難ですが、温泉の禁忌症・適応症は、おおむね次のとおりです。

1 一般的禁忌症

病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

2 一般的適応症

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進

3 泉質別適応症

きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症

【浴用の方法及び注意】

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

1 入浴前の注意

- (1) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。
酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (2) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (3) 運動後 30 分程度の間は身体を休めること。高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1 人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (4) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (5) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

2 入浴方法

- (1) 入浴温度
高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。

(2) 入浴形態

心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

(3) 入浴回数

入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。

(4) 入浴時間

入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

3 入浴中の注意

(1) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。

(2) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。

(3) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

4 入浴後の注意

(1) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと）。

(2) 脱水症状等为了避免のため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

5 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状などの湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、回復を待つこと。

6 その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。



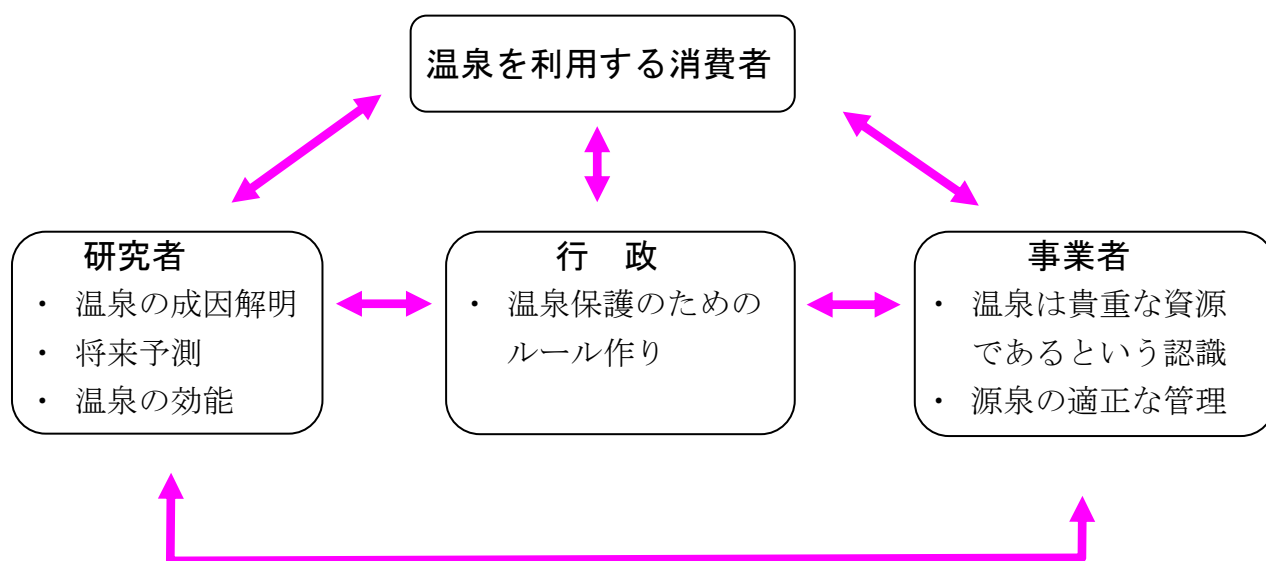
第5章 温泉保護対策

湯河原町においては、昭和 30 年代に温泉の乱掘や過剰揚湯により水位の急激な低下が見られ、温泉資源の枯渇問題が深刻化しました。このため、抜本的な温泉保護対策として前章で記述した「集中管理給湯システム」を構築し、平成 6 年度から温泉集中管理を開始しました。その結果、町内 6 源泉の温泉水位を調査したところ、平成 8 年度ころを境にして上昇傾向に転じ、また、平成 10 年度以降は、年間 2,000mm 前後の降水量にも恵まれたことにより、水位は安定してきました（小田原保健福祉事務所生活衛生部温泉課調査による。）。

しかし、本結果は、町内のスポット調査であるため、全体的な動向は、今後の調査の継続や調査範囲の拡大が必要となります。また、源泉掘削時から現在に至るまで施設の適正な管理が行われていない源泉があることなどから考察すると、より不確定な要素を含んでいます。

バブル景気以降低迷していた開発が再開され始めた現在、温泉付物件という高付加価値を求める結果、大深度掘削が実施されるなど、温泉保護という観点からは予断を許されない状況となっています。

神奈川県では、県内を規制地域（保護地域、準保護地域など）と一般地域に区分することや、新規掘削や汲み上げ量決定のルールを定めております（神奈川県温泉保護対策要綱）。また、最近では、温泉法の改正などの動きもあり、自治体が温泉保護のための条例・要綱などを定める際に参考となるガイドラインの作成も検討されています。本町では、これらの動向を見極め、温泉資源保護に関する諸施策を講ずるものとします。また、温泉を貴重な資源として、今後も大切に利用していくためには、下記に示すとおり温泉にかかわる者が個々の役割を十分に認識する必要があります。



参 考 資 料

温泉委員会

湯河原町温泉事業には、重要事項の審議機関として、町長のほか源泉所有者から4名、温泉使用者から4名、学識経験者から3名の合計12名からなる温泉委員会が組織されています。町営温泉の健全なる発展並びに事業の適正な運営管理を行っています。

【湯河原町温泉事業条例 抜粋】

第5章 温泉委員会

(温泉委員会の設置)

第55条 湯河原町の温泉の健全なる発展並びに湯河原町温泉事業の適正な運営管理を行うため湯河原町温泉委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第56条 委員会は町長のほか委員11人で組織し、次の者をもって構成する。

- (1) 源泉所有者 4人
- (2) 温泉使用者 4人
- (3) 学識経験を有する者 3人

2 前項の委員は町長が委嘱する。

(委員会の任務)

第57条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 温泉流入及び配湯に関すること。
- (2) 町営温泉事業の運営管理に関すること。
- (3) その他湯河原町温泉の適正化に関すること。

(会長及び職務)

第58条 委員会に会長を置く。

2 会長は町長とする。

3 会長は会務を総理し会議の議長となる。

(会長代理者)

第59条 会長に事故あるときはあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第60条 委員の任期は2年とする。ただし、委員がその選任資格を欠いたときは、それぞれその時をもって職を失うものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第61条 委員会は、会長が招集する。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(書記)

第 62 条 委員会に書記を置き、会長が任命する。

(資料の提出等の依頼)

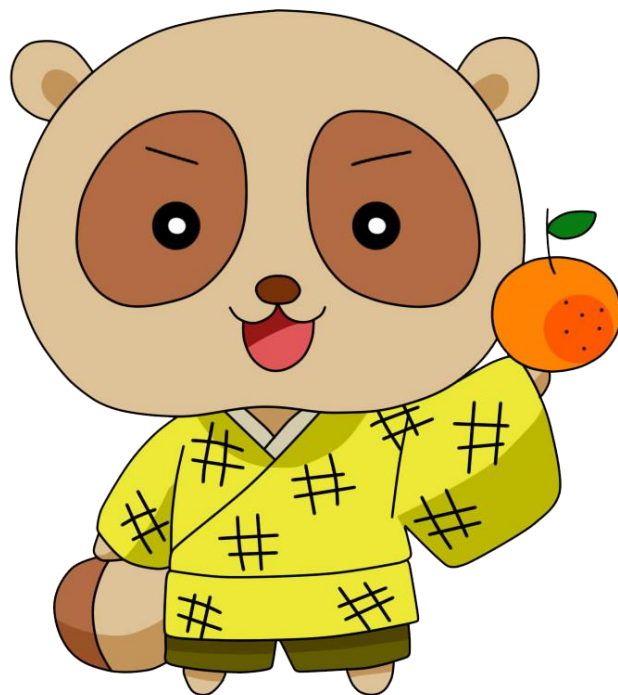
第 63 条 委員会はその職務を行うため関係機関、その他関係人に対して資料の提出又は調査を依頼することができる。

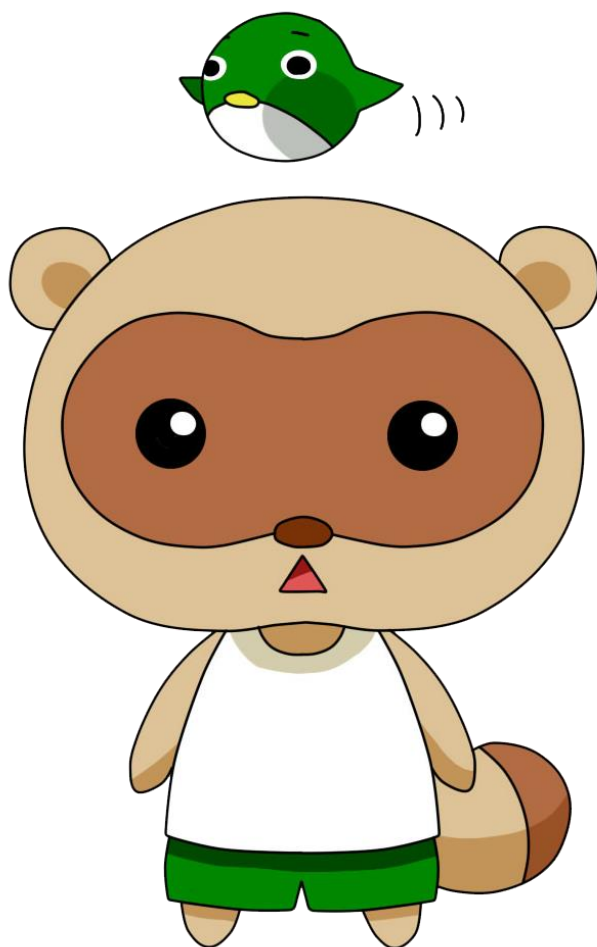
(参考人の出席)

第 64 条 委員会又は会長が必要と認めたときは委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞く事ができる。

(報酬、費用弁償の支給)

第 65 条 委員にはその職務を行うため報酬及び費用弁償を支給する。報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は別に定める。





令和7年11月

「湯河原町営温泉事業」

発行 湯河原町温泉課
神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1
電話 (0465) 63-2111
FAX (0465) 64-0300
e-mail onsen@town.yugawara.kanagawa.jp